



資料 1

2024年5月8日

海外のナショナル・アカデミーについて

日本学術会議副会長 日比谷潤子

世界のナショナル・アカデミーについて

○ 学術会議において、「各国アカデミー調査」を作成(参考資料27・28)

- 各国アカデミー調査 (令和5年5月25日)
- 各国アカデミー調査 (令和5年8月29日)

○ 考察の視点

- 歴史的経緯による多様性
- 役割の多様性
- 欧州 (17世紀創設、非国家組織)、アメリカ (19世紀創設、非国家組織)、それ以外 (20世紀創設、国家組織が多い)

○ 以下では、「各国アカデミー調査」(令和5年5月25日)に基づき、米英独仏を中心に説明

(参考) 各国のアカデミーの設立年と現在の設置形態

17世紀	1603	イタリア	イタリアリンチェイ国立科学アカデミー	非営利公的機関
	1652	ドイツ	ドイツ科学アカデミーレオポルディーナ	非営利組織
	1660	英国	英国王立協会	公益団体（自治機関として登録されている慈善団体）
	1666	フランス	フランス科学アカデミー	特殊公的法人
18世紀	1724	ロシア	ロシア科学アカデミー	連邦予算で運営される機関
	1739	スウェーデン	スウェーデン王立科学アカデミー	独立の非政府機関
	1742	デンマーク	デンマーク王立科学・文学アカデミー	国王の後援を受けた非政府組織
	1772	ベルギー	ベルギー王立科学・文芸・美術アカデミー	公益法人（国王はアカデミーの庇護者）
	1779	ポルトガル	リスボン科学アカデミー	科学技術高等教育省の監督下にある、法人格と行政上の独立性を備えた公的機関
	1785	アイルランド	アイルランド王立アカデミー	登録された慈善団体
	1808	オランダ	オランダ王立芸術・科学アカデミー	公益法人とみられる（国王はアカデミーの後援者）
19世紀	1815	ラトビア	ラトビア科学アカデミー	独立した能力を持つ、公法上の法人
	1823	コロンビア	コロンビア精密・物理・自然科学アカデミー	非営利法人
	1825	ハンガリー	ハンガリー科学アカデミー	独立した公法法人
	1847	オーストリア	オーストリア科学アカデミー	連邦政府からの特別な保護を受ける公法上の法人
	1847	スペイン	スペイン王立精密・物理・自然科学アカデミー	国立の公益法人
	1857	ノルウェー	ノルウェー科学・文学アカデミー	非政府機関
	1863	米国	全米科学アカデミー	非営利・非政府組織
	1867	ニュージーランド	ニュージーランド王立協会	独立した非営利法定団体
	1882	カナダ	カナダ王立協会	非営利組織
	1908	フィンランド	フィンランド科学・文学アカデミー	民間団体
20世紀	1926	ギリシャ	アテネアカデミー	独自の法人格と独自の財産及び権能を有する独立した法人
	1935	インド	インド国立科学アカデミー	公的機関
	1938	エストニア	エストニア科学アカデミー	公益法人
	1938	スロベニア	スロベニア科学芸術アカデミー	国立科学芸術機関
	1941	リトアニア	リトアニア科学アカデミー	国家予算機関
	1949	日本	日本学術会議	政府機関 東京学士会院 1879
	1949	中国	中国科学院	政府機関
	1952	ポーランド	ポーランド科学アカデミー	国立の高等教育研究機関
	1954	オーストラリア	オーストラリア科学アカデミー	独立した非営利法人
	1954	韓国	大韓民国学術院	政府機関
	1959	メキシコ	メキシコ科学アカデミー	独立した非営利の民間団体
	1961	イスラエル	イスラエル科学・人文アカデミー	文化、教育、科学の事項に関し、公的性格をもつ、法人格を有する機関
	1964	チリ	チリ科学アカデミー	チリ研究所（文部省と関係を持つ自治法人）を構成する6アカデミーの1つ
	1992	コスタリカ	コスタリカ科学アカデミー	非国家公益法人
	1994	トルコ	トルコ科学アカデミー	政府機関
	1994	韓国	大韓民国科学技術アカデミー	民間機関

欧州
モデル

後発国
モデル

（備考）設立年は各国アカデミーが公表している年。

ナショナル・アカデミーの機能

- 日本は、提言・助言機能に特化
 （国立大学法人・国立研究開発法人のような研究機能をもたない）
 諮問によることなく、政府への勧告機能を有する点で審議会と異なる

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・ レオポルディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)	日本 (日本学術会議)
提言・助言	○	○	○	○	○
栄誉・顕彰	○	○	○	○	— (栄誉機能： 日本学士院)
助成	○	○	○	△ (奨学金)	—
調査・研究	○ (NRCが中心的に担当)	○ (研究は科学史のみ)	○ (研究は科学史のみ)	△ (提言のため)	— (提言に係る若干のアンケート等を除く)

○ 普及・啓発活動／国際活動／科学的助言機能は各国共通

●普及・啓発活動

- ・シンポジウムやワークショップの開催など
- ・学生向けの普及・啓発活動を行うアカデミーも存在

●国際活動

- ・多国間の協力（Gサイエンス学術会議、S20、国際学術会議（ISC）、インターアカデミーパートナーシップ（IAP）、アジア学術会議など）
- ・二国間の交流

●政府や議会への科学的助言機能

- ・近年、重視されるようになっている。なお、議会への助言機能は日本学術会議にはない。

○ 活動面での政府からの独立

⇒科学的助言も含め、活動の独立性・政治的中立性が確保されていることがナショナル・アカデミーの核心

科学的助言に関するアカデミーと政府や議会との関係は国ごとに異なるが、最終的な助言内容については、政府から独立して作成している点は共通（科学的助言の作成に政府が介入することはない）。

（参考）

英国政府科学局策定の「科学的助言の指針」（2010）

- ア. 政府は、**独立したものからの科学的助言**に先入観を持つべきではなく、また、公表前にその助言を批判したり、拒否したりすべきではない。
- イ. 政府は、政策決定の理由を、特にその決定が科学的助言と一致しない場合は、そのようにした証拠とともに、**公に説明すべき**である。
- ウ. 政府は、**科学的助言をする者の学問的自由、職業的地位、専門性を尊重し、価値を認めなければならない**。
- エ. 科学的助言をする者は、幅広い要因に基づいて意思決定を行うという政府の民主的権限を尊重し、また、**科学は政府が政策を策定する際に考慮しなければならない証拠の一部に過ぎないことを認識しなければならない**。

ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ 政策立案者及び社会へのアドバイスのためのガイドライン

ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナの科学的根拠に基づく政策助言は、以下の原則に基づく。

- ・作業グループのメンバーは全員専門家として認められている。
- ・作業グループのメンバーと外部審査員は名誉ある立場で働き、**潜在的な利益相反があれば宣言する**。
- ・作業グループのメンバーは全員、それぞれの専門知識に基づいて任命される。**いかなる組織やロビー団体のためにも活動してはならない**。
- ・レオポルディーナは、いかなるクライアントに対しても責任を負うことなく、助言のテーマを自由に選択し、独立して文書を作成する。**政策立案者の提案によってテーマが送られることもあるが、その場合も同様に独自に取り扱われる**。
- ・作業グループは、結果について何の先入観も持たずに作業する。助言において表明された意見は、オープンマインドな議論の結果である。

※フランス科学アカデミーからの回答（抜粋）

- ・科学アカデミーが最も正当な助言と勧告を行うためには、公的機関や産業界に対して政治的・財政的義務を負わない完全に独立した機関であると認識されることが不可欠。

- 政府はアカデミーの科学的助言に拘束されない(＝履行する義務がない)という点は各国共通

●声明「科学者の行動規範」（平成18年10月3日日本学術会議(平成25年1月25日改訂)）

(科学的助言)

- 12 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

- 13 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。**科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。**

○ 会員選考に政府は介入しない

- ・会員選考に関して、政府が関与する事例は皆無。
- ・会員選考に際して、外部からの意見を聞く場合は、学問的業績を外部有識者に聴取（外部有識者には、外国の有識者を含む国※もある）することに限定。**会員の選考そのもの及びその決定はアカデミーが自律的に行う。**

※インド、オランダ、オーストラリアなど

会員の選考における会員以外の者からの意見聴取

アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
規定なし	会員の選考に当たって、会長が各大学の Vice Chancellor や Research Council の議長及び最高責任者に対して候補者の推薦を奨励することができる。	第一読会及び第三読会における候補者の検討に際し、幹事会メンバー又は幹事会が必要に応じて会員以外の専門家の助言を求めることができる旨の規定がある。	規定なし

海外アカデミーの財政 組織形態にかかわらず公的資金を投入

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルド ディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
組織 形態	非営利・非政府組織	公益団体（自治機関として登録されている慈善団体）	非営利組織	特殊公的法人（5 アカデミーからなるフランス学士院の一機関） 会則はデクレ（décrets）により承認（approbation）
年間収入 と支出	（2020年） 約4.31億ドル（約578億円） ・うち公的資金は約45%（調査研究、ワークショップ等） ・過去5年間の公的資金は約1.9～2.2億ドル／年で推移（投資収入の増減により公的資金割合は約45～75%で変動） ・政府と個別プロジェクトごとに委託契約を締結。受託に当たって、原則、他の組織と競争することはない ・基盤的経費に対する政府からの資金提供はない ・総支出の80%程度が研究、ワークショップ、フェロウシップ・プログラム運営等 ※1ドル=134.22円 (2022.6.9) 【NAS, NAE, NAM, NRCの連結決算】	（2020-2021年度） 約1.34億ポンド（約225億円） ・うち公的資金は約85%（大部分は助成金プログラム運営に充当） ・過去5年間の公的資金は毎年増加（公的資金割合は約7割から8.5割に増加） ・総支出に占める科学的助言の提供、普及啓発等に係る支出の割合は約6%（850万ポンド≒14.3億円） ・提言活動の大部分は協会自身の資金で賄うが、政府から資金を得ることもある ※1ポンド=168.31円 (2022.6.9)	（2020年） 約1589万ユーロ（約22.9億円） - <u>うち、1324万ユーロ（約19.1億円）が公的資金。</u>うち1204万ユーロが「連邦政府80%+州政府20%」の枠組みによる公的資金 - この他、265万ユーロ（約3.8億円）の公的資金を含む第三者からのプロジェクト資金収入がある ・収入に占める公的資金割合は、過去3年間で概ね9割（公的資金は約1400万～約1500万ユーロで推移） ・政策提言は100%公的資金で賄われる ※1ユーロ=143.91円 (2022.6.9)	（2019年） 約625万ユーロ（約9.0億円） ・<u>うち公的資金（使途の縛りなし）は1/3未満</u> ・仮に政府の依頼に応じた科学的助言を行う場合の費用は、全て公的資金（使途の縛りなし）で賄われる ※1ユーロ=143.91円 (2022.6.9)

海外アカデミーにおける計画・外部評価等（１）

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルド ディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
組織形態 事務局職員数	非営利・非政府組織 約1,100 名（博士号取得者212 名）	公益団体 225 名（2023年3月末現在）	非営利組織 110 名（博士号取得者26 名）（2023年3月末現在）	特殊公的法人 36 名（2023年3月末現在）
業務計画	NRCが戦略計画（2020－2025）を初めて策定	・評議会が戦略計画（2017 - 2022）を策定 ・委員会、WGが年次計画を策定	年間事業計画及び部局における個別の戦略計画を策定	年間活動計画を策定
外部評価等	会計監査あり	・アカデミー内の監査委員会による監査 ・毎年外部会計監査を受けるほか、登録慈善団体として毎年チャリティー委員会に年次報告書を提出	毎年の連邦教育研究省及び監査法人による監査のほか、連邦会計検査院による不定期の監査	通常5年ごとの会計検査院による会計検査

調査の限りでは、組織形態にかかわらず、財務に関する監査以外の国の関与はない

○ 政府が計画・評価に関与するのは、調査の限り、中国・ロシアのみ

● 中国（中国科学院）

党組会議が、監査、検査、監督・査察、評価、賞罰及びその他主要な事項を決定する

● ロシア（ロシア科学アカデミー）

アカデミーの財政・経済活動計画はロシア連邦政府が承認する

「各国アカデミー調査」より

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo188-sanko3.pdf>

- 計画は、ビジョン、目標、基本方針を示すもの
学術の自由な発想を活かし、柔軟性・即応性を確保できる内容

全米科学アカデミーの5カ年戦略計画目次

* 予算規模約600億

<https://www.nasonline.org/about-nas/nas-strategic-plan/2025-strategic-plan.pdf>

Table of Contents

Mission Statement	2
Elements of the Plan	2
Goal 1: Address critical societal and global issues	3
1a. Catalyze actions	3
1b. Build communities across disciplinary and cultural boundaries	4
1c. Increase capacity in the US and abroad	6
Goal 2: Improve public understanding and appreciation of science	7
2a. Expand new, diverse, and effective channels of communication	7
2b. Promote the understanding of science	7
2c. Build an understanding of and confidence in science and the scientific method	8
Goal 3: Improve the culture and practice of science	9
3a. Set the highest standards for professional conduct	9
3b. Promote excellence and diversity in the scientific workforce	10
3c. Motivate transformative thinking and experimentation on the professional reward system	11
3d. Support the basic research enterprise across all disciplines	11

全米科学アカデミーの5カ年戦略計画(抜粋) 写真等を駆使したわかりやすく、簡易な内容

Mission Statement

The mission of the National Academy of Sciences is to provide leadership in science for the nation and the world by

- Recognizing and elevating the best science, and fostering its broad understanding
- Producing, and promoting adoption of, independent, authoritative, trusted scientific advice for the benefit of society



日本学術会議法(1948)

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

National Academies

<https://www.nationalacademies.org/about>

Created to Advise the Nation

The National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine provide independent, objective advice to inform policy with evidence, spark progress and innovation, and confront challenging issues for the benefit of society.

As the operating and principal programmatic arm of the National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine, the National Research Council has established these guiding principles:

Our Vision

A nation and a world that rely on scientific evidence to make decisions that benefit humanity.

Our Mission

The National Academies provide independent, trustworthy advice and facilitate solutions to complex challenges by mobilizing expertise, practice, and knowledge in science, engineering, and medicine.

Our Core Values

Independence, Objectivity, Rigor, Integrity, Inclusivity, Truth

NRC 大統領令 (Executive Order, 1918, 1956)

- (a) 一般に、知識を増やし、国防を強化し、公共の福祉に貢献することを目的として、数理学、物理学、生物科学、およびこれらの科学を工学、農業、医学、その他の有用な技芸に応用する研究を奨励すること。
- (b) 科学の広範な可能性を調査し、包括的な研究計画を立案し、そのような計画を実施運営するために国の科学的・技術的資源を活用する効果的な手段を開発すること。
- (c) 研究努力を確実に集中し、重複を最小限に抑え、進歩を促すために、国内外での研究協力を推進すること。ただし、すべての協力事業において、科学の進歩にとって基本的には重要である個人の自発性を奨励すること。
- (d) 米国および外国の研究者を、国防総省および政府の文民部門の科学技術部門と積極的に協力させる手段として機能すること。
- (e) 国防に関連する軍事的・産業的問題の重要性に科学的・技術的研究者の注意を向けさせ、具体的な研究を組織することによってこれらの問題の解決を支援する。
- (f) 国内外の科学的・技術的情報を政府機関やその他の機関と協力して収集・照合し、そのような情報を正当に認定された者が利用できるようにすること。